

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第1章	第6節	3	第1章 総 則	第1章 総 則	
			第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 機関の区分 指定地方行政機関 機関名 (3)北海道農政事務所 処理すべき事務又は業務の大綱 1 <u>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</u>	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 機関の区分 指定地方行政機関 機関名 (3)北海道農政事務所 処理すべき事務又は業務の大綱 1 災害時における主要食糧の確保及び供給に関すること。 2 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。	業務内容の変更による修正
第1章	第6節	4~5	第1章 総 則	第1章 総 則	
			第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 機関の区分 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 機関名 (1) <u>栗山町社会福祉協議会</u> 処理すべき事務又は業務の大綱 1 <u>ボランティアの受け入れ及び活動支援に関すること。</u> 2 <u>要配慮者に対する支援等に関すること。</u> (2)そらち南農業協同組合 処理すべき事務又は業務の大綱 1 農業生産共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 3 共済金支払いの手続きを行うこと。 (3) <u>北海道中央農業共済組合</u>	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 機関の区分 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 機関名 (1) (追加) (1)そらち南農業協同組合 処理すべき事務又は業務の大綱 1 農業生産共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 3 共済金支払いの手続きを行うこと。 (2)南空知農業共済組合	(1)として「栗山町社会福祉協議会」を追加 (1)~(7)を繰り下げる 名称の変更
第1章	第7節	5	第1章 総 則	第1章 総 則	
			第7節 町民及び事業所の基本的責務 <u>いつでもどこでも起こりうる災害に対し人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業所等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。</u>	第7節 町民及び事業所の基本的責務 「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害により人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。	文言の修正 北海道地域防災計画との整合

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第1章	第7節	5	<p>第1章 総 則</p> <p>第7節 町民及び事業所の基本的責務</p> <p>第1 町民の責務</p> <p><u>町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。</u></p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認</p> <p>(2) <u>3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第7節 町民及び事業所の基本的責務</p> <p>第1 町民の責務</p> <p>地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>また、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認</p> <p>(2) 飲料水、食糧等の家庭内備蓄(3日分)、非常持ち出し用品の準備</p>	<p>文言の修正 北海道地域防災計画との整合</p> <p>具体的に記載</p>
第1章	第7節	6	<p>第1章 総 則</p> <p>第7節 町民及び事業所の基本的責務</p> <p>第2 事業所の責務</p> <p><u>災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。</u></p> <p><u>このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施し、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 災害時行動マニュアルの作成<u>及び事業継続計画(BCP)の策定</u></p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>(3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>(4) <u>事業所の耐震化</u></p> <p>(5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>(6) 取引先とのサプライチェーンの確保</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第7節 町民及び事業所の基本的責務</p> <p>第2 事業所の責務</p> <p>日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。</p> <p>このため、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 災害時行動マニュアルの作成</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>(3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</p> <p>(4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</p> <p>(5) 取引先とのサプライチェーンの確保</p>	<p>文言の修正 北海道地域防災計画との整合</p> <p>「事業継続計画(BCP)の策定」を追加</p> <p>「事業所の耐震化」を追加</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由													
第2章		11	第2章 栗山町の概況	第2章 栗山町の概況														
			第3 災害の記録 発生年月日 平成28年8月17日～8月23日 種別 台風 被害状況 台風7号、9号、11号による被害 床下浸水1戸、林道決壊1箇所、河岸崩壊3箇所、 道路決壊13箇所、排水路閉塞2箇所 被害総額4,475万円		「台風7号、9号、11号による被害」を追加													
第3章	第1節	12	第3章 防災組織	第3章 防災組織														
			第1節 防火会議 第1 防災会議の組織 公共的団体 栗山町社会福祉協議会会長 そらち南農業協同組合代表理事組合長 栗山商工会議所会頭	第1節 防火会議 第1 防災会議の組織 公共的団体 そらち南農業協同組合代表理事専務 栗山商工会議所会頭	「栗山町社会福祉協議会」を追加 「専務」を「組合長」													
第3章	第2節	13	第3章 防災組織	第3章 防災組織														
			第2節 町の災害対策組織 第2 災害対策連絡会議 2 組織 連絡会議の組織は、町長、副町長、教育長、総務課長、 保健福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長 その他町長が指名する職員とする。	第2節 町の災害対策組織 第2 災害対策連絡会議 2 組織 連絡会議の組織は、町長、副町長、教育長、総務課長、 住民福祉課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長 その他町長が指名する職員とする。	課の名称変更													
第3章	第3節	16	第3章 防災組織	第3章 防災組織														
			第3節 町職員の配備体制 第2 配備基準等 配備要員 町長、副町長、教育長、総務課長、保健福祉課長、産業 振興課長、建設水道課長、教育次長及び町長が必要と認 める職員	第3節 町職員の配備体制 第2 配備基準等 配備要員 _____副町長、_____総務課長、住民福祉課長、産業振興 課長、建設水道課長、教育次長及び町長が必要と認める 職員	「町長」「教育長」の追加 課の名称変更													
第3章	第6節	20	第3章 防災組織	第3章 防災組織														
			第6節 気象予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝 達計画 第1-3-(3)警報基準地点と基準水位	第6節 気象予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等の伝 達計画 第1-3-(3)警報基準地点と基準水位														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>避難判断 水位</th> <th>はん濫危 険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕張川</td> <td>円山</td> <td>54.70m</td> <td>55.20m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	避難判断 水位	はん濫危 険水位	夕張川	円山	54.70m	55.20m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>避難判断 水位</th> <th>はん濫危 険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夕張川</td> <td>円山</td> <td>55.30m</td> <td>55.90m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	避難判断 水位	はん濫危 険水位	夕張川	円山
河川名	基準地点	避難判断 水位	はん濫危 険水位															
夕張川	円山	54.70m	55.20m															
河川名	基準地点	避難判断 水位	はん濫危 険水位															
夕張川	円山	55.30m	55.90m															

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第4章		25	<p>第4章 予防計画</p> <p>災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>また、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p>なお、町は、当該市町村の地域において災害が発生するおそれのある区域(以下「災害危険区域」という。)を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。</p>	<p>第4章 予防計画</p> <p>災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。</p> <p>災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者(指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者)がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生を未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。</p>	<p>文言の修正 北海道地域防災計画との整合</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由																												
第4章	第5節	27	<p>第4章 予防計画</p> <p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 現況</p> <p><u>1 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。(別表第11)</u> <u>(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域:平成29年3月24日指定)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内特別警戒区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流</td> <td>34</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>指定箇所数 計</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。 (別表第11-1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険区</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	土砂災害警戒区域	内特別警戒区	急傾斜地崩壊危険箇所	6	6	土石流危険溪流	34	4	指定箇所数 計	40	10	区 分	個所数	山腹崩壊危険地区	41	崩壊土砂流出危険区	43	地すべり危険地区	4	計	88	<p>第4章 予防計画</p> <p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 現況</p> <p>危険区域は次のとおり。(別表第11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土石流危険溪流</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件 数	急傾斜地崩壊危険箇所	6	土石流危険溪流	34	<p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定による修正</p>
区 分	土砂災害警戒区域	内特別警戒区																															
急傾斜地崩壊危険箇所	6	6																															
土石流危険溪流	34	4																															
指定箇所数 計	40	10																															
区 分	個所数																																
山腹崩壊危険地区	41																																
崩壊土砂流出危険区	43																																
地すべり危険地区	4																																
計	88																																
区 分	件 数																																
急傾斜地崩壊危険箇所	6																																
土石流危険溪流	34																																

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第4章	第5節	28	<p>第4章 予防計画</p> <p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>第3 形態別予防計画</p> <p>2 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画</p> <p>(1) 北海道</p> <p>ア 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</p> <p>イ 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工するものとする。</p> <p>(2) 栗山町</p> <p>町(総務課)は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知に努めるとともに、計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図る。</p> <p>3 山腹崩壊予防計画</p> <p>(1) 北海道森林管理局、北海道</p> <p>ア 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業(治山事業)を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>イ 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。</p> <p>ウ 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。</p> <p>(2) 栗山町</p> <p>町(総務課)は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p>	<p>第4章 予防計画</p> <p>第5節 土砂災害予防計画</p> <p>第3 形態別予防計画</p> <p>2 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画</p> <p>(1) 北海道</p> <p>ア 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>また、町に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。</p> <p>イ 崩壊防止工事のうち、住民に施行させることが困難又は不適当なものを施行するものとする。</p> <p>(2) 栗山町</p> <p>町(建設水道課)は、住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の報告や住民自身による防災措置(不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図る。</p>	<p>文言修正</p> <p>「建設水道課」を「総務課」に修正</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定による字句の修正</p> <p>「山腹崩壊予防計画」を追加 北海道地域防災計画との整合</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
			<p><u>4</u> 土石流予防計画 (1) 北海道開発局、北海道森林管理局 ア 土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。 イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。 ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。</p>	<p>3 土石流予防計画 (1) 北海道開発局、北海道森林管理局 ア 土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。 イ 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。 ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。</p>	「3」を「4」に繰り上げ
第4章	第8節	30	<p>第4章 予防計画 第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画 災害時において町民の生活を確保するための<u>食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。</u></p>	<p>第4章 予防計画 第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画 災害時において町民の生活を確保するため、<u>食料、飲料水等</u>の物資の確保に努めるとともに災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。</p>	文言の修正 北海道地域防災計画との整合
第4章	第9節	30	<p>第4章 予防計画 第9節 相互応援(受援)体制整備計画 第1 基本的な考え方 災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。 <u>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</u></p>	<p>第4章 予防計画 第9節 相互応援____体制整備計画 第1 基本的な考え方 災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等をの活用に努めるものとする。 また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、<u>災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとする。</u></p>	「(受援)」の追記 文言の修正 北海道地域防災計画との整合

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第4章	第9節	31	<p>第4章 予防計画</p> <p>第9節 相互応援(受援)体制整備計画 第2 相互応援(受援)体制の整備</p> <p>1 北海道</p> <p>(1) 国又は他の都府県への応援要請 <u>又は他都府県に対する応援</u>が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>且頃から</u>国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、<u>あらかじめ</u>連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(2) <u>市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、且頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、</u>市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求 <u>又は他の市町村に対する応援</u>が迅速に行えるよう、<u>且頃から</u>災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。</p>	<p>第4章 予防計画</p> <p>第9節 相互応援(受援)体制整備計画第2 相互応援体制の整備</p> <p>1 北海道</p> <p>(1) 国又は他の都府県への応援要請 _____ が迅速 _____ に行えるよう、あらかじめ国又は他の都府県と _____ 連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備 _____ を整えておくものとする。</p> <p>(2) 市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。</p> <p>2 市町村</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求 _____ が迅速に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、受援体制を整えておくものとする。</p>	<p>「(受援)」の追記 文言の修正 北海道地域防災計画との整合</p>
第4章	第10節	31 ~34	<p>第4章 予防計画</p> <p>第10節 避難体制整備計画 第1 避難誘導體制の構築</p> <p>1 <u>町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等によると河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u> <u>また、必要に応じて避難場所の開設・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。</u></p> <p>2 <u>町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、且頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>第4章 予防計画</p> <p>第10節 避難体制整備計画 第1 避難場所の確保及び標識の設置</p> <p>1 <u>町(総務課)は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所に標識(別図第3)を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。</u></p> <p>2 <u>広域避難場所の選定要件</u></p> <p>(1) <u>火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンドなど空間を充分確保できること。</u></p> <p>(2) <u>崖崩れや浸水などの危険のないこと。</u></p> <p>(3) <u>付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。</u></p> <p>3 <u>積雪により、一時避難所が使用に適さない状態にある場合、近くの収容避難所若しくは収容避難所敷地を避難場所として使用できるよう確保に努める。</u></p>	<p>指定緊急避難場所、指定避難所等の改正による修正</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>4 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</u></p> <p><u>6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>7 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p>		

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>第2 避難場所の確保等</u></p> <p><u>1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。</u></p> <p><u>その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣の市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 町は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p> <p><u>3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。</u></p> <p><u>5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。</u></p>	<p><u>第2 避難施設の確保及び管理</u></p> <p><u>町(総務課)は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。</u></p> <p><u>また、地震など影響範囲の大きい災害については、町の避難所に収容しきれない場合があることから、近隣市町との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。</u></p> <p><u>なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>1 避難施設等の選定要件</u></p> <p><u>(1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。</u></p> <p><u>(2) 浸水等の被害のおそれがないこと。</u></p> <p><u>(3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。</u></p> <p><u>(4) 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。</u></p> <p><u>(5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。</u></p> <p><u>(6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。</u></p> <p><u>2 避難所の管理</u></p> <p><u>(1) 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。</u></p> <p><u>(2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。</u></p> <p><u>(3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。</u></p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>第3 避難所の確保等</u></p> <p><u>1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。</u> <u>規模～被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。</u> <u>構造～速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。</u> <u>立地～想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。</u> <u>交通～車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</u></p> <p><u>2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。</u> <u>(1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</u> <u>(3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。</u></p> <p><u>3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p>	<p><u>第3 避難場所についての住民及び施設管理者等への周知</u> <u>町(総務課)は、住民及び学校や公共施設などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。</u></p> <p><u>1 避難場所の周知</u> <u>(1) 避難場所の名称、所在地</u> <u>(2) 避難対象世帯の地区割り</u> <u>(3) 避難場所への経路及び手段</u> <u>(4) 避難時の携帯品等注意すべき事項</u></p> <p><u>2 避難のための知識の普及</u> <u>(1) 平常時における避難のための知識</u> <u>避難経路、家族の集合場所や連絡方法など</u> <u>(2) 避難時における知識</u> <u>安全の確保、移動手段、携行品など</u> <u>(3) 避難後の心得</u> <u>集団生活、避難先の登録など</u></p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>4 町は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。</u></p> <p><u>(2) 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</u></p> <p><u>(3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u></p> <p><u>(4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。</u></p> <p><u>7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。</u></p>		

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>第4 町における避難計画の策定等</u></p> <p><u>1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知</u> <u>町長は、適時・適切に避難指示(緊急)、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始(以下「避難勧告等」という。)を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準(発令基準)を策定するものとする。</u> <u>また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準(発令基準)について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知</u> <u>町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第4 避難計画</p> <p>町(総務課・住民福祉課)は、町民、特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。</p> <p>また、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(避難行動要支援者避難)情報(以下、「避難準備情報」という。)等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>また、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し公表すること。</p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
			<p><u>3 町の避難計画</u> <u>町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。</u> <u>また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(1) 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法</u> <u>(2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</u> <u>(3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法</u> <u>(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</u> <u>(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</u> <u>ア 給水、給食措置</u> <u>イ 毛布、寝具等の支給</u> <u>ウ 衣料、日用必需品の支給</u> <u>エ 暖房及び発電機用燃料の確保</u> <u>オ 負傷者に対する応急救護</u> <u>(6) 避難場所・避難所の管理に関する事項</u> <u>ア 避難中の秩序保持</u> <u>イ 住民の避難状況の把握</u> <u>ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</u> <u>エ 避難住民に対する各種相談業務</u> <u>(7) 避難に関する広報</u> <u>ア 緊急速報メールによる周知</u> <u>イ 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知</u> <u>ウ 避難誘導者による現地広報</u> <u>エ 住民組織を通じた広報</u></p>	<p><u>1 避難計画</u> <u>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。</u> <u>(1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</u> <u>(2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</u> <u>(3) 避難場所への経路及び誘導方法(観光地などについては、入り込み客対策を含む)</u> <u>(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</u> <u>(5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</u> <u>ア 給水、給食措置</u> <u>イ 毛布、寝具等の支給</u> <u>ウ 衣料、日用必需品の支給</u> <u>エ 暖房及び発電機用燃料の確保</u> <u>オ 負傷者に対する応急救護</u> <u>(6) 避難場所の管理に関する事項</u> <u>ア 避難中の秩序保持</u> <u>イ 住民の避難状況の把握</u> <u>ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達</u> <u>エ 避難住民に対する各種相談業務</u> <u>(7) 避難に関する広報</u> <u>ア 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知、伝達</u> <u>イ 避難誘導者による現地広報</u> <u>ウ 住民組織を通じた広報</u></p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>4 被災者の把握</u> 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p> <p>第5 防災上重要な施設の管理等</p> <p>1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 (1) 避難の場所(避難場所、避難所) (2) 経路 (3) 移送の方法 (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法 (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> <p>2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p> <p>第6 公共用地等の有効活用への配慮 町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。</p>	<p>2 防災上重要な施設の管理等 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 (1) 避難の場所 (2) 避難経路 (3) 移送の方法 (4) 避難時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法 (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法</p> <p>3 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳(データベース)など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。 なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第4章	第11節	36	<p>第4章 予防計画</p> <p>第11節 要配慮者対策計画</p> <p><u>第11 外国人に対する対策</u></p> <p><u>町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</u></p> <p><u>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。</u></p> <p><u>1 多言語による広報の充実</u></p> <p><u>2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化</u></p> <p><u>3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</u></p>		「外国人に対する対策」を追加 北海道地域防災計画との整合
第4章	第12節	38	<p>第4章 予防計画</p> <p>第12節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>第4-2非常時及び災害時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>町長等から避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>や避難行動に時間を要する<u>要配慮者・支援者</u>などに対する避難準備<u>高齢者等避難開始</u>が<u>発令</u>された場合には、住民に対して周知徹底を図り、<u>大雨・暴風</u>、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や<u>避難所等</u>へ誘導する。</p> <p>なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。</p> <p>(5) <u>避難所の運営</u></p> <p><u>避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。</u></p> <p><u>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</u></p> <p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力</p>	<p>第4章 予防計画</p> <p>第12節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>第4-2-(4)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>町長等から避難勧告、<u>指示</u>や避難行動に時間を要する<u>避難行動要支援者</u>などに対する避難準備情報が<u>出された</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、<u>地すべり</u>等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所<u>へ</u>誘導する。</p> <p>なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。</p>	<p>避難指示等の名称の変更 文言の追加</p> <p>「避難所運営」の追加 北海道地域防災計画との整合</p> <p>(5)を(6)</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由																
第5章	第4節	51	第5章 災害応急対策計画	第5章 災害応急対策計画	避難指示等の名称の変更 発令基準の追加																
			第4節 避難対策計画 第1-2避難の勧告、指示区分の基準	第4節 避難対策計画 第1-2避難の勧告、指示区分の基準																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・<u>高齢者等避難開始</u></td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 <u>3 災害の状況から、要配慮者、特に避難行動要支援者について事前に避難させておく必要があると認められるとき。</u> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される とき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される </td> </tr> <tr> <td>避難指示 (<u>緊急</u>)</td> <td> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別		発令基準	避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 <u>3 災害の状況から、要配慮者、特に避難行動要支援者について事前に避難させておく必要があると認められるとき。</u>	避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される とき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される	避難指示 (<u>緊急</u>)	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備</td> <td> 1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> 1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される とき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令基準	避難準備	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。	避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される とき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される	避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。
種別	発令基準																				
避難準備・ <u>高齢者等避難開始</u>	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 <u>3 災害の状況から、要配慮者、特に避難行動要支援者について事前に避難させておく必要があると認められるとき。</u>																				
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される とき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される																				
避難指示 (<u>緊急</u>)	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																				
種別	発令基準																				
避難準備	1 気象警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき。 2 災害の発生を覚知し、諸般の事情から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。																				
避難勧告	1 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される とき。 2 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される																				
避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。																				

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第5章	第4節	51	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 避難対策計画 第1-3避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>又は避難準備・高齢者等避難開始の周知 <u>町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)</u>等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 <u>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</u> 伝達する内容及び方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>又は避難準備・高齢者等避難開始指示事項 ア 避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容 イ 避難場所及び経路 ウ 火災、盗難の予防措置等 エ 携行品等その他の注意事項</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 避難対策計画 第1-3避難の勧告、__指示__又は避難準備情報の伝達方法 <u>町民への伝達は、総務対策部広報情報班が、必要に応じ他の部の応援を受けながら行う。</u> <u>避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適時指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</u></p> <p>伝達する内容及び方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 勧告、__指示__又は避難準備_____情報事項 ア 避難の勧告、__指示_____ _____又は避難準備_____ _____情報の理由及び内容 イ 避難場所及び経路 ウ _____盗難の予防措置等 エ 携行品等その他の注意事項</p>	<p>避難指示等の名称の変更 文言整理 伝達手段の複合的な活用と具体的にわかりやすい内容等を記載 北海道地域防災計画との整合</p> <p>避難指示等の名称変更 文言の整理 北海道地域防災計画との整合</p> <p>避難指示等の名称変更 文言の整理 北海道地域防災計画との整合</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第5章	第4節	55	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第7節 避難対策計画</p> <p>第2 <u>避難措置における連絡、助言、協力及び援助</u></p> <p>1 <u>連絡</u> <u>町、道(総合振興局又は振興局)、北海道警察本部(警察署等)、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。</u></p> <p>2 <u>助言</u> (1) <u>町</u> <u>町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求められることができるものとする。</u> <u>町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</u> (2) <u>国や道の関係機関</u> <u>町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。</u> <u>また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。</u> <u>なお、国及び道は、町長による水害時における避難勧告等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>協力、援助</u> <u>北海道警察(栗山警察署)は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。</u></p> <p>第3 広域一時滞在</p>	<p>第2 広域一時滞在</p>	<p>「避難措置における連絡、助言、協力及び援助」の追加 北海道地域防災計画との整合</p> <p>「第2」を「第3」</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第5章	第9節	64	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第9節 食料供給計画 第4-1主要食料 被災者等に対しての炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、空知総合振興局長を経由して知事に要請し、農林水産省政策統括官から支給を受けるものとする。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第9節 食料供給計画 第4-1主要食料 被災者等に対しての炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、空知総合振興局長を経由して知事に要請し、札幌食料事務所から支給を受けるものとする。</p>	所管業務変更による
第5章	第15節	74	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第15節 廃棄物処理等計画 第3 死亡獣畜の処理 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部(岩見沢保健所)の指導を受け、次により処理することができるものとする。 1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。 2 移動できないものについては、空知総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。 3 前記1及び2において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第15節 廃棄物処理等計画 第3 死亡獣畜の処理 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部保健行政室長(岩見沢保健所)の指導を受け、次により処理することができるものとする。 1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。 2 移動できないものについては、空知総合振興局保健環境部保健行政室長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。 3 前記1及び2において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。</p>	<p>名称の変更</p> <p>名称の変更</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第5章	第20節	80 ~82	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第20節 行方不明者の捜索並びに遺体の収容処理及び埋葬計画 災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任者 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町長(民生対策部避難救護班・環境対策班)が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が行うこととなるが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 捜索の対象 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。</p> <p>(2) 捜索の実施 町長(民生対策部避難救護班)は、災害の種別、規模等を勘案して捜索の方法及び期間を定め、消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 警察署への通報 町長(民生対策部避難救護班)は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を栗山警察署に通報する。 ア 行方不明者の人員数 イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等 ウ 行方不明となった日時 エ 行方不明者が発見されると考えられる地域 オ その他行方不明の状況</p> <p>2 遺体の処理</p> <p>(1) 対象者 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。</p> <p>(2) 処理の範囲 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理(日本赤十字北海道支部) イ 遺体の一時保存(町) ウ 検案(日本赤十字北海道支部) エ 遺体の見分(警察官)</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第20節 行方不明者の捜索並びに死体の収容処理及び埋葬計画 災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任者 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬については、町長(民生対策部避難救護班・環境対策班)が警察官の協力を得て行う。ただし、救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて町長が行うこととなるが、死体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>(1) 捜索の対象 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。</p> <p>(2) 捜索の実施 町長(民生対策部避難救護班)は、災害の種別、規模等を勘案して捜索の方法及び期間を定め、消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 警察署への通報 町長(民生対策部避難救護班)は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を栗山警察署に通報する。 ア 行方不明者の人員数 イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等 ウ 行方不明となった日時 エ 行方不明者が発見されると考えられる地域 オ その他行方不明の状況</p> <p>2 死体の処理</p> <p>(1) 対象者 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。</p> <p>(2) 処理の範囲 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(日本赤十字北海道支部) イ 死体の一時保存(町) ウ 検案(日本赤十字北海道支部) エ 死体の見分(警察官)</p>	<p>「死体」を「遺体」に修正</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p>(3) 収容処理の方法</p> <p>ア 町(民生対策部避難救護班)は遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理するものとする。</p> <p>(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。</p> <p>(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。</p> <p>イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。</p> <p>ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。</p> <p>(4) 安置場所の確保</p> <p>市町村は、遺体安置場所の確保について、発災時のもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。</p> <p>3 遺体の埋葬</p> <p>(1) 対象</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体</p> <p>(2) 埋葬の方法</p> <p>ア 遺族がいる遺体</p> <p>遺体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。</p> <p>イ 遺族がいない遺体</p> <p>縁故遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。</p> <p>ウ 身元不明の遺体</p> <p>身元不明の遺体は、栗山警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。</p> <p>第3 他市町村から漂着した遺体の処理</p> <p>1 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。</p>	<p>(3) 収容処理の方法</p> <p>ア 町(民生対策部避難救護班)は死体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理するものとする。</p> <p>(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取り人がいる場合は、遺体を引き渡す。</p> <p>(イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、死体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。</p> <p>イ 死体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、死体収容所に安置する。</p> <p>ウ 死体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して死体の収容所とする。</p> <p>(4) 安置場所の確保</p> <p>市町村は、死体安置場所の確保について、発災時のもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。</p> <p>3 死体の埋葬</p> <p>(1) 対象</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体</p> <p>(2) 埋葬の方法</p> <p>ア 遺族がいる死体</p> <p>死体を火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。</p> <p>イ 遺族がいない死体</p> <p>縁故死体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の死体については、火葬に付して無縁故者墓碑に合葬する。</p> <p>ウ 身元不明の死体</p> <p>身元不明の死体は、栗山警察署に連絡して調査するが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。</p> <p>第3 他市町村から漂着した死体の処理</p> <p>1 死体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。</p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p>2 身元不明の遺体で、かつ、被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。</p> <p>第4 実施状況の記録 行方不明者の遺体の検索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。</p> <p>1 行方不明者の検索 (1) 行方不明者の検索に係る物資受払簿(別記第3号様式) (2) 遺体の検索状況記録簿(別記第20号様式)</p> <p>2 遺体の処理 遺体処理台帳(別記第21号様式)</p> <p>3 遺体の埋葬 埋葬台帳(別記第22号様式)</p> <p>第5 費用の限度及び期間 救助法の基準によるものとする。</p>	<p>2 身元不明の死体で、かつ、被災地から漂着した死体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。</p> <p>第4 実施状況の記録 行方不明者の死体の検索、死体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。</p> <p>1 行方不明者の検索 (1) 行方不明者の検索に係る物資受払簿(別記第3号様式) (2) 死体の検索状況記録簿(別記第20号様式)</p> <p>2 死体の処理 死体処理台帳(別記第21号様式)</p> <p>3 死体遺体の埋葬 埋葬台帳(別記第22号様式)</p> <p>第5 費用の限度及び期間 救助法の基準によるものとする。</p>	

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
第5章	第28節	91 ~92	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第28節 防災ボランティアとの連携計画 災害時における栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区及び各種ボランティア団体・NPO等との連携は、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 ボランティア団体等の協力 町及び関係機関は、栗山町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。</p> <p>第2 ボランティアの受入れ等 1 町、栗山町社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地の援助ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。 2 町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。 3 町におけるボランティアの受入れ及び連絡調整は、民生対策部福祉班が行うものとする。</p> <p>第3 ボランティア団体・NPOの活動内容 ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。 1 災害、安否及び生活情報の収集伝達 2 炊き出し、その他の災害救助活動 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助 4 清掃及び防疫 5 災害応急対策物資、資機材の輸送及び仕分け・配分 6 被災建築物の応急危険度判定 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 8 災害応急対策事務の補助 9 救急・救助活動</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第28節 防災ボランティアとの連携計画 災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携は、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 ボランティア団体等の協力 町及び関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。</p> <p>第2 ボランティアの受入れ等 1 町_____及び関係団体は、_____相互に協力し、ボランティア_____に対する被災地の援助ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、_____調整等その_____受入れ体制を確保するように努めるものとする。 2 町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって____、_____ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 3 町におけるボランティアの受入れ及び連絡調整は、民生対策部福祉班が行うものとする。</p> <p>第3 ボランティア団体等の活動内容 ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。 1 災害、安否及び生活情報の収集伝達 2 炊き出し、その他の災害救助活動 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助 4 清掃及び防疫 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 6 被災建築物の応急危険度判定 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 8 災害応急対策事務の補助 9 救急・救助活動</p>	<p>「栗山町社会福祉協議会」「日本赤十字社北海道支部空知地区栗山町分区」の追加</p> <p>文言の修正 北海道地域防災計画との整合</p> <p>「NPO」を追加</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由
		92	<p>10 医療・救護活動 11 外国語通訳 12 非常通信 13 被災者の心のケア活動 14 被災母子のケア活動 15 被災動物の保護・救助活動 16 ボランティア・コーディネート 17 その他被災者の支援活動</p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備 <u>町、道及び栗山町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</u> <u>町及び栗山町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。</u> <u>災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と栗山町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</u></p>	<p>10 医療・救護活動 11 外国語通訳 12 非常通信 13 被災者の心のケア活動 14 被災母子のケア活動 15 被災動物の保護・救助活動 16 ボランティア・コーディネート 17 その他被災者の支援活動</p> <p>第4 ボランティア活動の環境整備 町は、日本赤十字社北海道支部、栗山町社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 このため、町は、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。</p>	<p>文言修正 北海道地域防災計画との整合</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
第8章	第2節	111	<p>第8章 災害復旧計画</p> <p><u>災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</u></p> <p><u>このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、または、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。</u></p> <p><u>併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切、かつ、速やかに廃棄物処理を行うものとする。</u></p> <p><u>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。</u></p> <p>第1節 災害復旧計画</p> <p>災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。</p>	<p>第8章 災害復旧計画</p> <p>災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。</p>	<p>文言整理 北海道地域防災計画との整合</p> <p>「第1節災害復旧計画」を追加</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
		111	<p style="text-align: center;"><u>第2節 被災者支援計画</u></p> <p><u>第1 罹災証明書の交付</u></p> <p><u>1 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速、かつ、的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。</u></p> <p><u>2 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p><u>第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供</u></p> <p><u>1 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>(1) 町長は、町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的、かつ、効果的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的、かつ、効率的な実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。</u></p>		<p>「第2節 被災者支援計画」を新設 罹災証明の交付について記載 北海道地域防災計画との整合</p>

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現行	変更理由														
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 170 654 228">ア 氏名</td> <td data-bbox="654 170 1060 337" rowspan="3">サ 町長が台帳情報を栗山町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 228 654 287">イ 生年月日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 287 654 345">ウ 性別</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 345 654 404">エ 住所又は居所</td> <td data-bbox="654 345 1060 456">シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 404 654 462">オ 住家の被害その町長が定める種類の被害の状況</td> <td data-bbox="654 456 1060 735" rowspan="3">ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 462 654 521">カ 援護の実施の状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 521 654 647">キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 647 654 735">ク 電話番号その他の連絡先</td> <td data-bbox="654 735 1060 902" rowspan="3">セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 735 654 794">ケ 世帯の構成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 794 654 902">コ 罹災証明書の交付の状況</td> </tr> </table>	ア 氏名	サ 町長が台帳情報を栗山町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先	イ 生年月日	ウ 性別	エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	オ 住家の被害その町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	カ 援護の実施の状況	キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	ク 電話番号その他の連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	ケ 世帯の構成	コ 罹災証明書の交付の状況		
ア 氏名	サ 町長が台帳情報を栗山町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先																		
イ 生年月日																			
ウ 性別																			
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																		
オ 住家の被害その町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																		
カ 援護の実施の状況																			
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由																			
ク 電話番号その他の連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項																		
ケ 世帯の構成																			
コ 罹災証明書の交付の状況																			
			<p>(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>2 台帳情報の利用及び提供</p> <p>(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。</p> <p>ア 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。</p> <p>ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。</p>																

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。</u> <u>ア 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> <u>イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報</u> <u>ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲</u> <u>エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的</u> <u>オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(本節第2の(2)のヌ)を含めないものとする。</u></p>		
			<p><u>第3 融資・貸付等による金融支援</u> <u>被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 生活福祉資金</u> <u>2 母子父子寡婦福祉資金</u> <u>3 災害援護資金貸付金</u> <u>4 災害弔慰金</u> <u>5 災害障害見舞金</u> <u>6 住家被害見舞金等(都道府県見舞金・災害対策交付金を含む)</u> <u>7 災害復興住宅資金</u> <u>8 農林漁業セーフティネット資金</u> <u>9 天災融資法による融資</u> <u>10 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))</u> <u>11 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)</u> <u>12 造林資金</u> <u>13 樹苗養成施設資金</u> <u>14 林道資金</u> <u>15 主務大臣指定施設資金</u> <u>16 共同利用施設資金</u> 		

栗山町地域防災計画(本編)修正(案) 新旧対照表

章	節	頁	変更後	現 行	変更理由
			<p><u>17 備荒資金直接融資資金</u></p> <p><u>18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」</u></p> <p><u>19 勤労者福祉資金</u></p> <p><u>20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援</u></p> <p><u>第4 災害義援金の募集及び配分</u></p> <p><u>1 義援金品の受付</u> <u>町災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、</u> <u>寄託される義援金品を受け付けるとともに、北海道災</u> <u>害義援金募集委員会と連携を図るものとする。</u></p> <p><u>2 災害義援金配分委員会の設置</u> <u>災害発生時に集まった義援金の配分が公平、かつ、</u> <u>効果的に行われるよう、町災害義援金配分委員会(以</u> <u>下「配分委員会」という。)を設置する。</u> <u>また、北海道災害義援金配分委員会と連携を図る</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>3 配分計画の作成</u> <u>配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮</u> <u>した配分基準を定めるとともに、義援金提供者の意向を</u> <u>尊重し、適切、かつ、速やかに配分する。</u> <u>なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の</u> <u>事項について審議することとする。</u></p> <p><u>(1) 配分対象</u></p> <p><u>(2) 配分基準</u></p> <p><u>(3) 配分方法</u></p> <p><u>(4) その他必要な事項について</u> <u>また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応</u> <u>じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して</u> <u>被災地における迅速、かつ、円滑な仕分け・配送に十分</u> <u>配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p>		